

平成15年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成15年7月8日（火曜日）午後1時42分開会

日程第 1 議長選挙

日程第 2 副議長選挙

日程第 3 議席の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 議案の上程

議案第1号から議案第6号、提案理由の
説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 仮議席の指定
3. 議長選挙
4. 副議長選挙
5. 議席の決定
6. 会議録署名議員の指名
7. 会期の決定
8. 議案の上程
9. 提案理由の説明
10. 質 疑
11. 討 論
12. 採 決
13. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	寺	田	一	彦	君
副議長	岩	澤		正	君
1番	森	本	一	美	君
3番	勝	田	治	子	君
4番	吉	井	大	亮	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	渡	貫	博	孝
副管理者	綿	貫	登	喜夫
収入役	馬	場	孝	之

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	太	田	登	貴夫
総務課長	石	原	す	み子
施設管理課長	稲	田		明

○構成市町出席職員

佐倉市経済部長 環境部	木	内		直
佐倉市廃棄物 対策課長	小	川	晴	一
酒々井町生活 環境課長	幡	谷	公	生

○議会事務局出席職員氏名

主幹	藤	崎	泰	宏
総務課副主幹	門	山	孝	雄

○連絡員

総務課副主幹	金	澤	克	夫
施設管理課副主幹	市	原	敏	彦

◎臨時議長の選任

○事務局長（太田登貴夫君） これより平成15年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開催するに当たり、傍聴人の入場を停止いたします。

今回は、任期満了に伴う議員改選後初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中森本一美議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

○臨時議長（森本一美君） ただいま紹介されました森本一美でございます。名前は女みたいな名前でございますけれども、男でございます。よろしく願いいたします。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

（午後 1時42分）

○臨時議長（森本一美君） ただいまの出席議員は5名で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成15年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（森本一美君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

○臨時議長（森本一美君） 本日は人事案件がございますので、臨時会の前に協議会を開きたいと思っております。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○臨時議長（森本一美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○臨時議長（森本一美君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議長選挙

○臨時議長（森本一美君） 日程第1、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森本一美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森本一美君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に寺田一彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました寺田一彦君を議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森本一美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺田一彦君が議長に当選いたしました。

寺田一彦君が議場におられますので、本席から告知いたします。

寺田一彦君の議長当選のごあいさつがございます。

寺田一彦君、議長席にご着席願います。

○議長（寺田一彦君） どうも皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、清掃組合の議会に際しまして、この場をちょうだいいたしましてまことにありがとうございます。ただいま仮議長の方からお話ございましたよ

うに、今回議長としてやっていく所存でございます。未熟者でございますけれども、よろしくご指導のほどをお願いしたい、このように考えてございます。ありがとうございます。

◎副議長選挙

○議長（寺田一彦君） 日程第2、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に岩澤正君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました岩澤正君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩澤正君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩澤正君が議場におられますので、本席から告知いたします。

岩澤正君の副議長当選のごあいさつがございます。

○副議長（岩澤 正君） 今副議長の任に仰せつかりました酒々井町の議員をしております岩澤正です。

議長の補佐として、大変環境、ごみ問題というのは、今後ますます重要な問題になりますので、事故のない、そして住民のニーズにこたえられるよう、議会としての任務を果たしていくように皆さんと協力して任につかせていただきます。今後ともよろしくお

願います。

◎議席の決定

○議長（寺田一彦君） 日程第3、議席の決定を行います。

議席は、会議規則第6条により、くじによりこれを定めるとなっておりますが、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議席は、事務局長より朗読いたさせます。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 1番、森本一美議員、2番、岩澤正議員、3番、勝田治子議員、4番、吉井大亮議員、5番、寺田一彦議員。

以上です。

○議長（寺田一彦君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田一彦君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、森本一美君、岩澤正君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（寺田一彦君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（寺田一彦君） 日程第6、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第6号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（寺田一彦君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 提案理由に先立ちまして一言議員の皆様にお祝いとお礼を申し上げたいと思いますので、議長のお許しをいただきたいと思います。

○議長（寺田一彦君） どうぞ。

○管理者（渡貫博孝君） 佐倉市、酒々井町清掃組合の管理者を仰せつかっております佐倉市長の渡貫博孝でございます。

議員の皆様には、4月の統一地方選挙でめでたく当選を果たされました。そして、構成自治体であります佐倉市議会、酒々井町議会の代表として当清掃組合の議員として本日ご出席をいただいております。まことにありがとうございます。環境の問題、清掃の問題、大変緊急な課題でございます。住民の要望にこたえられるように進めていきたいと願っておりますので、議員各位の今後のご協力をお願いいたします。

以上、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

それでは、続きまして提案理由を申し上げます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

ただいまより本日提案をいたしました議案5件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、処分内容は、平成14年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算について、平成15年3月24日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、処分内容は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成15年5月13日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、処分内容は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について、急施を要するものと認め、平成15年5月13日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第4号は、平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、平成14年度千葉県地域公害防止計画策定に伴う国庫補助率の変更による補正であります。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳入といたしまして、国庫支出金に4億2,863万1,000円を追加し、県支出金2,143万1,000円、繰入金2,140万円、組合債3億8,580万円を減額いたそうとするものであります。また、第2表、地方債補正として、地方債の限度額の補正をいたそうとするものであります。

議案第5号は、人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に酒々井町収入役、押尾完氏を選任いたしたいので、清掃組規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（寺田一彦君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時15分

○議長（寺田一彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議案第6号が提出されました。

お諮りいたします。この際、議案第6号を急施事件と認め、日程に追加し、議題とす

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号を急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君。

○管理者(渡貫博孝君) ただいまから追加提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号は、人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に勝田治子氏を選任いたしたいので、清掃組合同規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加提案をいたしました議案につきましてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(寺田一彦君) 事務局長より補足説明を求めます。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長(太田登貴夫君) 事務局長の太田でございます。議案第1号から順次ご説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

処分事項、平成14年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算(専決第1号)。

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

平成14年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算書の1ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。第2表、地方債補正につきまして、平成15年3月24日に専決処分をいたしました。

次ページは、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございますが、今回の補正は、ごみ焼却処理施設増設事業の財源であります7款国庫支出金につきまして、佐倉市が公害防止計画策定地域となったため、佐倉市分の補助率が4分の1から2分の1となり、1億

2,969万8,000円の増額となりました。

4款繰入金651万3,000円、8款県支出金648万5,000円、9款組合債1億1,670万円がそれぞれ減額となったものでございます。歳入合計既定額29億9,067万9,000円に対しまして、合計は同額の29億9,067万9,000円でございます。

4ページ目をお開き下さい。第2表、地方債補正でございますが、ごみ焼却処理施設増設工事の事業費の一部を財政融資資金から借り入れたものです。財政融資資金からの借り入れ限度額5億7,570万円を4億5,900万円に変更いたしましたものでございます。

次ページ以降は事項別明細書ですので、省略させていただきます。

議案第2号をご覧下さい。議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

処分内容につきましては、平成15年6月6日から関宿町が野田市との廃置分合により廃止されるため、千葉縣市町村総合事務組合から除くこと、また別表第1及び別表第2から「関宿町」を削るために規約の改正が生じ、関係団体の協議が必要となり、専決処分を行ったものでございます。

議案第3号をご覧下さい。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議について。

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

処分内容につきましては、関宿町の廃止に伴う財産処分を行うため、関係地方公共団体の協議が必要となり、専決処分を行ったものでございます。

議案第4号をご覧下さい。議案第4号 平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）でございます。1ページ目をお開き下さい。平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）。

平成15年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

次ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。平成15年度分ごみ焼却処理施設増設事業費の財源内訳として、3款国庫支出金につきまして、佐倉市分の補助率が4分の1から2分の1となり、4億2,863万1,000円の増額となったため、4款県支出金2,143万1,000円、6款繰入金2,140万円、9款組合債3億8,580万円を減額しようとするものでございます。歳入合計既定額42億3,322万9,000円に対しまして、合計額は同額の42億3,322万9,000円でございます。

3ページをお開き下さい。歳出の補正はございません。次ページは第2表、地方債補正でございます。ごみ焼却処理施設増設工事の事業費の一部を財政融資資金から借り入れるものです。限度額を15億3,510万円から11億4,930万円に変更いたそうとするものであります。

次ページ以降は、事項別明細書となっておりますので、省略をさせていただきます。

議案第5号をご覧ください。議案第5号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 印旛郡酒々井町馬橋583

氏 名 押尾 完

生年月日 昭和18年4月9日

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

知識経験者の中からの選任でございます。略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

議案第6号をご覧ください。議案第6号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々

井町清掃組合同規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐倉市海隣寺町34

氏 名 勝田治子

生年月日 昭和15年5月14日

平成15年7月8日提出。佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

組合議員の中からの選出でございます。略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案の説明は終わります。

○議長（寺田一彦君） これより質疑を行います。

どうぞ。

○2番（岩澤 正君） 先ほど公害防止、あのことをもう少し説明していただければと思います。補助率が4分の1から2分の1になったということなんですか。佐倉がその地域指定されたそのものことについて、ちょっとお話聞かせていただければ。

○議長（寺田一彦君） 事務局長。

○事務局長（太田登貴夫君） 佐倉市が公害防止策定地域となった理由なのですけれども、公害防止計画策定地域とは、現に公害が著しい、また著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を将来的に講じなければ公害の防止は防ぐことが著しく困難になると認められる地域であります。これに佐倉市が該当いたしました。

ちなみに、千葉地域公害防止計画策定地域に指定された日、平成15年2月24日に環境大臣の同意を得ております。

以上です。

○議長（寺田一彦君） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ。

○3番（勝田治子君） ちょっと議案を理解するために、公害と一般に言いますが、どういった内容なのかということをお教えください。

○議長（寺田一彦君） どうぞ。

○施設管理課長（稲田 明君） 施設管理課長の稲田と申します。

今策定地域の経緯については、事務局長の方からご説明申し上げましたが、その内容につきまして、まずは大気汚染でございます。大気汚染の中には、二酸化硫黄あるいは

浮遊粒子状物質、ベンゼン等々ございます。そのほか水質の汚濁でございます。これについてはCOD、あるいはBOD。そのほか騒音、これは自動車等の騒音。それから、振動及び悪臭、その他地盤沈下、以上の5項目につきましての公害防止という内容でございます。

以上です。

○議長（寺田一彦君） どうぞ。

○3番（勝田治子君） 佐倉市にいながらちょっとお聞きすることなのですけども、こういったことを調査する対象になったということの理解でよろしいのですか。

○議長（寺田一彦君） 局長。

○事務局長（太田登貴夫君） 今言ったような内容の計画を策定しまして、それを実際に佐倉市が行っております。その基準点に達したもので公害防止計画策定地域に指定されたわけです。

○3番（勝田治子君） はい、わかりました。

○議長（寺田一彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（寺田一彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

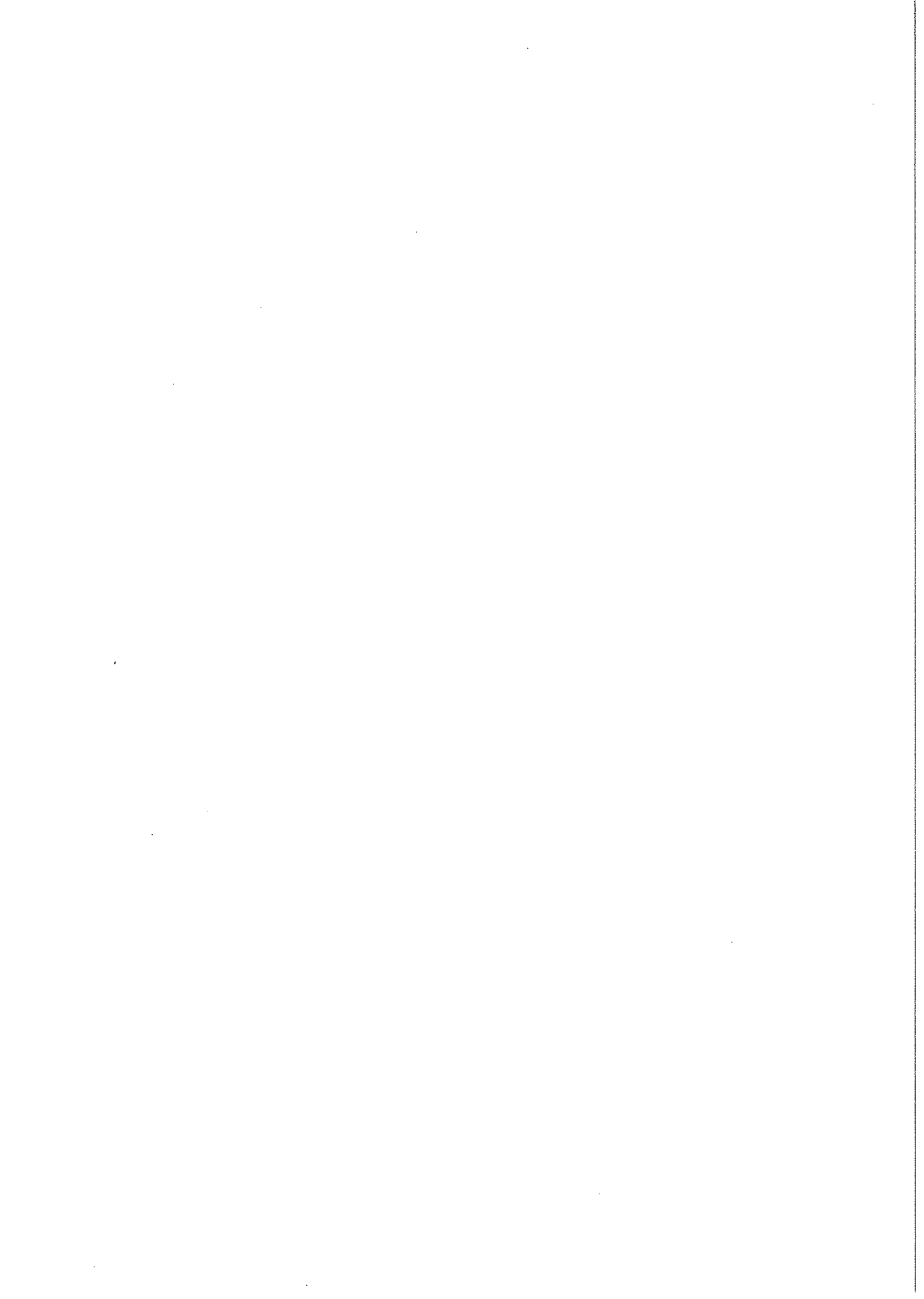
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(寺田一彦君) 以上をもちまして、平成15年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時32分)



上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 寺 田 一 彦

署名議員 森 本 一 美

署名議員 岩 澤 正